

一般社団法人 京都市交通局協力会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性がその能力を十分に発揮し、幅広く活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間

2. 当会の課題

- (1) 採用者に占める女性の比率が低い年度がある。
- (2) 女性の第2号職員の平均勤続年数が男性に比べ短い。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1:採用者に占める女性の比率を、計画期間通算して35%以上にする。

<取組>

- 募集要項に「えるぼし」を掲示する等、女性活躍推進企業のアピール

<取組時期>

令和7年4月～

目標2:第2号職員における女性の平均継続勤務年数について、男性との差を70%以内にする。

<取組>

- 採用面接時における業務内容の詳細な説明、採用後の時間をかけての丁寧な研修及びアフターフォロー研修の実施
- 全職員に対して個人面談を行い、継続雇用についての課題の把握

<取組時期>

令和7年4月～

一般社団法人 京都市交通局協力会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1:計画期間内の、男性社員の育児休業取得を推奨する。

<対策>

- 制度に関する内容等を社内報などによって全職員へ周知する。
- 各課内で、育児休業の取得を推奨する。

<取組時期>

令和7年4月～

目標2:年次有給休暇の一人当たりの平均年間取得率を75%以上とする

<対策>

- 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 各課内で、有給休暇の計画的取得を推奨する。

<取組時期>

令和7年4月～